

資 料 集

1. 市区町村における乳幼児等医療費援助の実施状況(平成26年4月1日現在)
2. 公立小中学校の耐震化の状況(平成27年4月1日現在)
3. 第6期計画期間・介護保険の第1号保険料について
4. 水道料金の事業主体別の将来予測値等
5. 水道事業における耐震化の状況(平成25年度)
6. 土砂災害警戒区域の指定状況
7. 平成27年1月1日現在における「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
8. 平成26年における合計特出生率「出生率9年ぶり低下 昨年1.42回復傾向止まる」

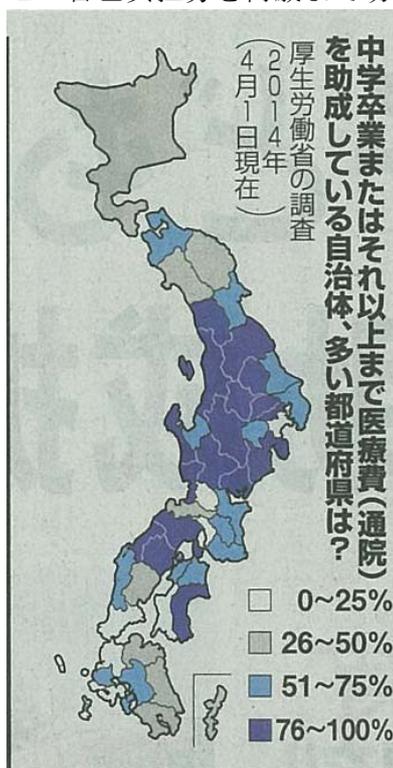
【中学生も医療費助成65% 1,134自治体10年で100倍】

【出典：平成27年4月17日付け朝日新聞】

○ 子どもの医療費の助成対象を広げる市区町村が急増している。厚生労働省の昨年の1,742市区町村への調査では、**通院で中学卒業またはそれ以上まで助成する自治体は1,134市区町村(65%)**に上った。2004年は11自治体しかなく、**10年で103倍に増えた**。少子化への危機感や地域間競争が背景にあるとみられる。

○ 子どもの医療費は小学校就学前まで公的な医療保険で8割を賄い、2割は自己負担。小学生からは大人と同様に自己負担は3割になる。この自己負担分を何歳まで助成するかは都道府県や市区町村で異なる。

厚労省が昨年4月1日現在の状況を調べたところ、中学卒業まで助成する自治体は930と全都道府県に及び、高校卒業までが201あった。最長は22歳の学生まで助成する北海道南富良野町。一方、4才未満や5才未満を含め小学校就学前までの市町村が353、小学校卒業までが185あり、地域格差が広がる。市区町村の8割近い1,373市区町村が所得制限を設けていない。



一方、厚労省の04年の調査では、3,123市区町村のうち小学校就学前までに助成が終わる自治体が2,988(96%)に上った。

この10年の拡大の流れを象徴するのが東京23区だ。都と区が自己負担分を折半し、04年まで通院は小学校就学前までで23区は横並びだった。品川区が05年1月に小学校卒業まで無料化すると、同4月には港区と台東区が中学卒業まで無料化を始めた。

23区で中学卒業まで無料化が広がったのは統一地方選があった07年。都知事選で石原慎太郎氏が公約に掲げて当選し、都は同10月、中学卒業まで助成を拡大。これを機に全23区が所得制限なく中学卒業まで無料化で足並みを揃えた。23区の動きは全国に及び、前回統一選の11年には小学校就業前までの助成が終わる自治体(657)と中学卒業以上にも助成する自治体(696)が逆転した。

- 青山学院大の西川雅史教授(地方財政論)の話し「過剰な診療生む恐れも」
 少子化対策のニーズの高まりに加え、「隣がやっているならうちも」と地域間競争が起き、選挙などを機に無料化の対象を広げる自治体が増えた。その結果生まれた地域差を許容するのか、国レベルで統一するのか、制度は曲がり角を迎えている。**厳しい財政状況の中、財源が議論されずにサービスの拡大が続き**、8割の自治体が所得制限を設けず、高所得の人も困窮する人も同様の恩恵を受けている。見た目の医療費が下がることで、過剰な診療が生じている可能性もある。政治家は聞こえのよい施策を掲げがちだが、今後は所得制限や財政負担のあり方も冷静に議論していくべきではないか。
- 医療費助成の拡大を求めてきた全国保険医団体連合会の滝本博史事務局次長の話「地域差解消へ国関与を」
 子どもが成長期に重い病気にかかると、本人や家族だけでなく社会にとっても大きな損失。医療費が負担となって、保護者が子どもを受診させないと、早期に発見できる病気が見逃されるかも知れない。自治体間で競争が働いて助成が拡大して意義は大きい。その背景には、インターネットやSNSの普及で、隣の自治体の情報が母親らに広まりやすくなったことがある。どこで生まれても所得の差とは無関係に、安心して受診できる体制を築くべきで、地域格差をなくするためにも、今後は自治体任せにせず、国が関わるべきではないか。
- 人口減対策 22歳学生にも 過疎化 北海道・南富良野
 2011年8月、町はそれまで小学生未満だった通院の助成を22歳の大学生や専門学校生まで広げ、無料化した。
 5歳以下の子どもは町の人口の約4%だったが、22歳まで広げると約17%に達し、予算は約200万円から約1千万円に膨らんだ。予算規模40億円の町には少なくない金額。町保健福祉課の小田隆広係長は「小さな町で、どの子も町の子という意識があるから思い切ったことができた」と話す。手厚い助成を呼び水に、人口減に歯止めをかける期待もあった。1970年の人口6,868人は、今は2,640人。町内の高校を卒業後、多くの子は進学や就職で町を離れざるを得ない。大学生まで医療費を無料化した後も人口は約200人減った。それでも町は15~39歳を年6人ずつ増やし、7年後も2,500人台を維持する目標を掲げる。
 鍵を握るのは町を離れた若者だ。今年度から39歳以下の若者を雇用した事業者に月5万円を補助する制度も始めた。町企画課の得能里明係長は「医療費制度で町を出た若者との関係を保ちつつ、雇用や住宅などの施策と合わせて定住促進につなげたい」と話す。
- 対象拡大財政に負担 大都市 川崎(来春小3まで引き上げ予定)や横浜(今年10月小3まで拡大)
 ・・・・略・・・川崎市で2歳の娘を育て、今夏に2人目を出産予定の主婦(25)は「子どもが小学生になったら、病気は今より減ると思うけど、けがをしないか心配。1年でも長い方が安心できる」と話す。隣接する東京都大田区が中学卒業まで無料と聞いた夫は、娘が小学校に入学する所に引っ越そうと話しているという。市の担当者は「限られた財源の中で、持続可能な制度として安定的に運営する必要がある。子育て施策全体の中で、17年度以降の早い段階で小6までの拡大を検討したい」と話す。

市区町村における乳幼児等医療費援助の実施状況(平成26年4月1日現在)

	対 象 年 齢		所得制限		一部負担	
	入 院	通 院	有	無	有	無
新潟市	15歳年度末	9歳年度末		○	○	
長岡市	12歳年度末	9歳年度末		○	○	
上越市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
三条市	12歳年度末	9歳年度末		○	○	
柏崎市	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
新発田市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
小千谷市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
加茂市	18歳年度末	15歳年度末		○	○	
十日町市	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
見附市	15歳年度末	9歳年度末		○	○	
村上市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
燕市	15歳年度末	12歳年度末		○	○	
糸魚川市	18歳年度末	12歳年度末		○	○	
妙高市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
五泉市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
佐渡市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
阿賀野市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
魚沼市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
南魚沼市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
胎内市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
聖籠町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
弥彦村	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
田上町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
阿賀町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
出雲崎町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
湯沢町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
津南町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
刈羽村	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
関川村	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
粟島浦村	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
新潟県	12歳年度末	3歳未満※		○	○	

※：多子世帯については別途対象年齢を拡大している。

【数値等の出典は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知、平成26年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」の結果の送付について、平成27年3月27日付け】

【公立小中学校耐震化率なお95.6%「6強で倒壊」814棟】

【出典：平成27年6月2日付け日本経済新聞夕刊】

- 文部科学省は2日、全国の公立小中学校の校舎や体育館のうち、震度6強の地震で倒壊する危険性が高い建物が4月1日時点で814棟あると発表した。全体の耐震化率は前年と比べ**3.1ポイント増の95.6%**だった。都道府県別の耐震化率では愛知、宮城、東京など**8都県が99%を超えたが、広島や福島など7道県は80%台**だった。

国は今年度中の耐震化率100%を目標に掲げてきたが、財政難などを理由に進まない自治体も少なくなく、今年度末時点の耐震化率は**98%程度**となる見通し。

調査は原発事故の影響が大きい福島県の7町村を除いた全国の公立小中学校や校舎や体育館11万8,504棟について、4月1日時点の耐震状況を調べた。このうち、95.6%に当たる11万3,292棟が耐震基準を満たした。

耐震化が確保されていないとされた建物5,212棟のうち、「震度6強で倒壊の危険性が高い」建物は814棟、「倒壊の危険性がある」は3,435棟、「詳細な耐震診断をしていない」は963棟だった。

都道府県別でみると、耐震化率が90%に達していない都道府県は広島(83.5%)、福島(84.9%)、沖縄(85.7%)、北海道(88.2%)など7道県。震度6強の地震で倒壊の危険性が高い建物は北海道(76棟)や大阪(70棟)などに多い。

小中学校以外の公立学校の耐震化率は幼稚園86.7%、高校93.7%、特別支援学校98.1%だった。地震で落下する恐れがあるつり天井の建物は、全国の小中学校に計4,849棟あった。

文科省は「耐震化できていない学校がある自治体は改修に努めるなど、安全確保に配慮して欲しい」とし、**対策が遅れている99市町村に耐震化を急ぐよう要請**した。

- 平成27年6月2日付け報道発表「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」
 - 公立小中学校の構造体の耐震化の状況は95.6%となり、前年度から3.1ポイント上昇した。また、全国の3分の2の設置者が耐震化を完了した。
 - 耐震対策が未実施の建物は5,212棟残っており(前年度8,956棟)、そのうち、814棟がIs値0.3未満の建物(震度6強以上の地震に対して倒壊または倒壊する危険性が高い建物)である(前年度1,254棟)
 - 落下防止対策が必要な吊り天井を有する屋内運動場等は、前年度から1,373棟減少し、4,849棟(全国の屋内運動場等の14.5%)となった。
対策未実施の吊り天井を有する屋内運動場等の数が多い都道府県
①愛知県：411棟、②兵庫県：352棟、③東京都：319棟、④大阪府：261棟、
⑤千葉県：231棟、⑥福岡県：217棟、⑦茨城県：198棟、⑧埼玉県：190棟
⑨北海道：182棟、⑩長野県：163棟
 - 文部科学大臣からの書簡「対策が遅れている99市町村に耐震化を急ぐよう要請」
新潟県では、三条市、加茂市、十日町市及び魚沼市の計4市。

公立小中学校の耐震化の状況(平成27年4月1日現在)

2015年 4月1日 現在	耐震化 率：%	全棟数	2015年 4月1日 現在	耐震化 率：% (昇順)		耐震化率：% (昇順)	
北海道	88.2	5,223	広島県	83.5	1	加茂市	66.7
青森県	96.4	1,648	福島県	84.9	2	三条市	80.7
岩手県	92.6	1,531	沖縄県	85.7	3	魚沼市	83.3
宮城県	99.8	2,307	山口県	86.9	4	十日町市	89.8
秋田県	97.1	1,186	愛媛県	86.9	5	村上市	94.1
山形県	96.0	1,310	北海道	88.2	6	佐渡市	95.5
福島県	84.9	2,053	岡山県	89.1	7	上越市	95.7
茨城県	90.7	2,800	茨城県	90.7	8	新発田市	95.8
栃木県	96.5	1,718	富山県	90.9	9	長岡市	96.8
群馬県	94.4	1,907	島根県	91.6	10	新潟市	98.0
埼玉県	98.9	4,526	鳥取県	91.7	11	阿賀野市	98.0
千葉県	94.3	4,879	高知県	91.7	12	柏崎市	98.3
東京都	99.7	7,020	岩手県	92.6	13	県立	100.0
神奈川県	99.4	5,392	石川県	93.8	14	小千谷市	100.0
新潟県	96.1	2,956	奈良県	94.0	15	見附市	100.0
富山県	90.9	1,238	佐賀県	94.0	16	燕市	100.0
石川県	93.8	1,342	千葉県	94.3	17	糸魚川市	100.0
福井県	95.5	1,144	長崎県	94.3	18	妙高市	100.0
山梨県	99.2	1,028	群馬県	94.4	19	五泉市	100.0
長野県	97.9	2,617	大阪府	95.2	20	南魚沼市	100.0
岐阜県	98.7	2,356	福井県	95.5	21	胎内市	100.0
静岡県	99.7	3,494	山形県	96.0	22	聖籠町	100.0
愛知県	99.8	6,549	新潟県	96.1	23	弥彦村	100.0
三重県	99.2	1,956	青森県	96.4	24	田上町	100.0
滋賀県	99.2	1,809	栃木県	96.5	25	阿賀町	100.0
京都府	98.8	2,583	福岡県	96.8	26	出雲崎町	100.0
大阪府	95.2	8,130	秋田県	97.1	27	湯沢町	100.0
兵庫県	97.5	5,052	宮崎県	97.3	28	津南町	100.0
奈良県	94.0	1,544	兵庫県	97.5	29	刈羽村	100.0
和歌山県	97.5	1,144	和歌山県	97.5	30	関川村	100.0
鳥取県	91.7	732	大分県	97.5	31	粟島浦村	100.0
島根県	91.6	921	徳島県	97.7	32		
岡山県	89.1	2,272	長野県	97.9	33	県全体	96.1
広島県	83.5	2,324	鹿児島県	98.3	34		
山口県	86.9	1,704	香川県	98.4	35		
徳島県	97.7	1,054	熊本県	98.5	36		
香川県	98.4	1,028	岐阜県	98.7	37		
愛媛県	86.9	1,492	京都府	98.8	38		
高知県	91.7	947	埼玉県	98.9	39		
福岡県	96.8	4,779	山梨県	99.2	40		
佐賀県	94.0	937	三重県	99.2	41		
長崎県	94.3	2,227	滋賀県	99.2	42		
熊本県	98.5	2,248	神奈川県	99.4	43		
大分県	97.5	1,175	東京都	99.7	44		
宮崎県	97.3	1,690	静岡県	99.7	45		
鹿児島県	98.3	2,886	宮城県	99.8	46		
沖縄県	85.7	1,646	愛知県	99.8	47		
全国平均	95.6	118,504	全国平均	95.6			

【出典：文部科学省、平成27年6月2日付け報道発表「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」】

【介護保険料 平均5,514円 今月改定 10%超値上がり】

【出典：①は平成27年4月29日付け朝日新聞、②は同日の日本経済新聞】

- ① 4月に改定された65歳以上の介護保険料は全国平均で月5,514円で、542円(10.9%)値上がりした。厚生労働省が28日に全国の自治体の保険料を公表した。**最も高いのは奈良県天川村の月8,686円。最も低額だった鹿児島県三島村(月2,800円)の約3倍の金額だ。**

65歳以上の保険料は市区町村ごとに決める。介護保険サービスの公定価格である介護報酬が改定される3年ごとに見直される。厚労省によると、今回最も高かった天川村は、これまで借入金で保険料の上昇を抑えてきたが、その返済などで一気に3,800円以上値上がりした。一方、最も低額だった三島村は、利用できるヘルパーや施設が不足し、サービス利用が少ないという。

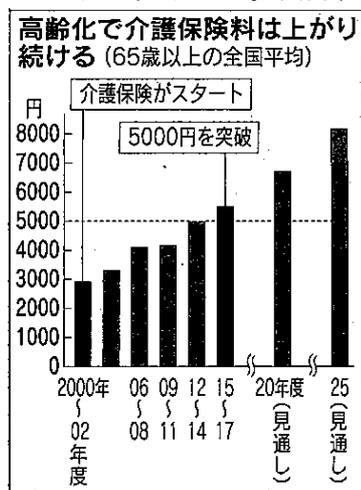
- ② 厚生労働省は28日、2015～17年度の65歳以上の介護保険料が、全国平均で月5,514円になると発表した。12～14年度に比べて11%上がり、初めて5千円を突破した。高齢化で介護サービスを受ける人が増えているため、**25年度には8,165円まで上がる見通しだ。**

介護サービスは要介護の認定を受けた人が1割の自己負担で利用する。残りの9割を国民や企業が払う介護保険料と税負担でまかなう。65歳以上が払う介護保険料は市町村などが3年に1度見直しており、制度が始まった00～02年度から毎回引き上げている。

介護や支援が必要だと認定された65歳以上の人は、14年末で588万人と3年前よりも73万人増えた。介護サービスの公定価格は15年度に2.27%下がったが、利用者が増えた分を保険料の引き上げでまかなっている。

今回保険料を引き上げたのは1,488の自治体で全体の94%を占めた。据え置いた自治体は64、引き下げたのは27だった。高齢化が進む自治体で引き上げる一方、**介護予防の取り組みが奏功して下げるところもある。**

保険料は自治体間で3倍以上の開きがある。最も高かったのは奈良県天川村で8,686円。人口に占める65歳以上の割合の推計値が47%と、全国平均の27%を大きく上回っている。福島県飯舘村も8,003円に上がった。最も安い鹿児島県三島村(2,800円)では、家族による介護が多いという。介護保険料の引き上げは今後も続くうえ、今年8月からは年金収入が280万円以上の人自己負担額は今の1割から2割に上がる。社会保障の給付が膨らむなか、高齢者自身の負担も大きくなっている。



介護保険料が安い自治体(月額)	介護保険料が高い自治体(月額)
1. 鹿児島県三島村 : 2,800円	1. 奈良県天川村 : 8,686円
2. 北海道音威子府村 : 3,000円	2. 福島県飯舘村 : 8,003円
3. 北海道中札内村 : 3,100円	3. 奈良県黒川村 : 7,800円
4. 福島県檜枝岐村 : 3,340円	3. 岡山県美咲町 : 7,800円
5. 北海道興部町 : 3,500円	5. 福島県双葉町 : 7,528円
北海道平鳥町 : 3,500円	

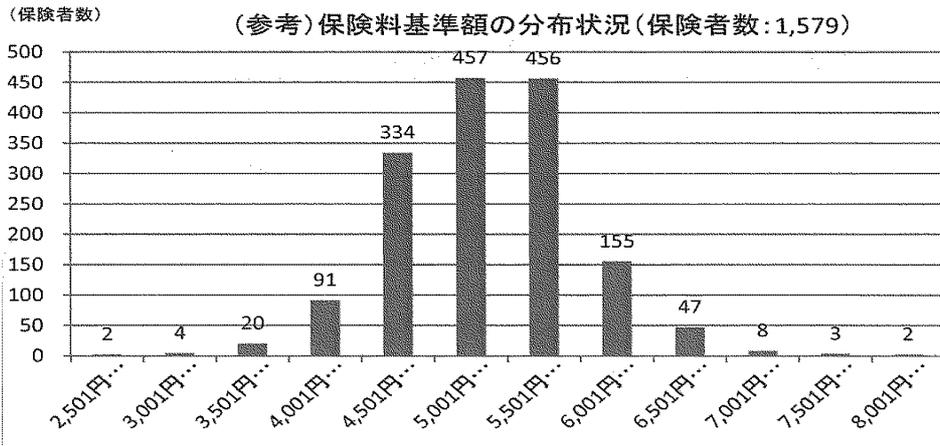
都道府県別の介護保険料(65歳以上の平均月額) 単位：円

H27, 4月	平均保険料	増加額		平均保険料			増加額
北海道	5,134	503	沖縄県	6,267	1	山形県	860
青森県	6,175	684	和歌山県	6,243	2	群馬県	856
岩手県	5,574	723	青森県	6,175	3	福島県	844
宮城県	5,451	605	鳥取県	6,144	4	鹿児島県	773
秋田県	6,078	740	秋田県	6,078	5	滋賀県	767
山形県	5,644	860	石川県	6,063	6	和歌山県	742
福島県	5,592	844	大阪府	6,025	7	秋田県	740
茨城県	5,204	676	愛媛県	5,999	8	鳥取県	724
栃木県	4,988	579	富山県	5,975	9	岩手県	723
群馬県	5,749	856	新潟県	5,956	10	大阪府	722
埼玉県	4,835	329	岡山県	5,914	11	岡山県	690
千葉県	4,958	535	島根県	5,912	12	青森県	684
東京都	5,538	546	福井県	5,903	13	神奈川県	678
神奈川県	5,465	678	京都府	5,812	14	茨城県	676
新潟県	5,956	322	三重県	5,808	15	岐阜県	657
富山県	5,975	462	広島県	5,796	16	奈良県	639
石川県	6,063	517	長崎県	5,770	17	福井県	637
福井県	5,903	637	群馬県	5,749	18	愛媛県	620
山梨県	5,371	461	鹿児島県	5,719	19	宮城県	605
長野県	5,399	479	熊本県	5,684	20	栃木県	579
岐阜県	5,406	657	徳島県	5,681	21	島根県	569
静岡県	5,124	410	山形県	5,644	22	熊本県	546
愛知県	5,191	423	香川県	5,636	23	東京都	546
三重県	5,808	494	福岡県	5,632	24	千葉県	535
滋賀県	5,563	767	大分県	5,599	25	京都府	532
京都府	5,812	532	福島県	5,592	26	石川県	517
大阪府	6,025	722	岩手県	5,574	27	北海道	503
兵庫県	5,440	458	佐賀県	5,570	28	三重県	494
奈良県	5,231	639	滋賀県	5,563	29	長野県	479
和歌山県	6,243	742	東京都	5,538	30	福岡県	467
鳥取県	6,144	724	宮崎県	5,481	31	富山県	462
島根県	5,912	569	神奈川県	5,465	32	山梨県	461
岡山県	5,914	690	宮城県	5,451	33	兵庫県	458
広島県	5,796	385	兵庫県	5,440	34	香川県	441
山口県	5,331	353	岐阜県	5,406	35	佐賀県	441
徳島県	5,681	399	高知県	5,406	36	愛知県	423
香川県	5,636	441	長野県	5,399	37	静岡県	410
愛媛県	5,999	620	山梨県	5,371	38	徳島県	399
高知県	5,406	385	山口県	5,331	39	沖縄県	387
福岡県	5,632	467	奈良県	5,231	40	広島県	385
佐賀県	5,570	441	茨城県	5,204	41	高知県	385
長崎県	5,770	349	愛知県	5,191	42	山口県	353
熊本県	5,684	546	北海道	5,134	43	長崎県	349
大分県	5,599	248	静岡県	5,124	44	宮崎県	339
宮崎県	5,481	339	栃木県	4,988	45	埼玉県	329
鹿児島県	5,719	773	千葉県	4,958	46	新潟県	322
沖縄県	6,267	387	埼玉県	4,835	47	大分県	248
全国平均	5,514	542	全国平均	5,514		全国平均	542

○ 各期間における介護保険料の全国平均

第1期、第2期、第3期、第4期、第5期、第6期、第7期、第8期
 2,911円、3,293円、4,090円、4,160円、4,972円、5,514円→ 6,771円 → 8,165円
 (見込み) (見込み)

【出典：厚生労働省老健局介護保険計画課、平成27年4月28日付け公表資料「第6期計画期間・平成37年度等における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み料等について」】



表－1 第6期第1号保険料(保険者別)

保険者名	保険料基準額(月額)			高齢化率	65歳以上に占める75歳以上の割合	要介護認定率 H26, 12月末
	第5期	第6期 (降順)	伸び率			
聖籠町	5,680	6,400	12.7%	24.3%	51.4%	16.7%
弥彦村	5,950	6,400	7.6%	27.8%	50.8%	16.8%
上越市	6,525	6,358	-2.6%	30.0%	52.5%	22.5%
燕市	5,800	6,300	8.6%	28.7%	50.5%	17.7%
関川村	6,680	6,300	-5.7%	39.0%	61.9%	19.2%
粟島浦村	6,000	6,300	5.0%	45.2%	63.9%	17.0%
阿賀野市	5,586	6,286	12.5%	29.7%	54.5%	20.1%
新潟市	5,950	6,175	3.8%	27.2%	49.9%	18.4%
五泉市	5,396	6,171	14.4%	32.6%	53.7%	18.4%
長岡市	5,792	6,108	5.5%	29.1%	52.4%	17.9%
魚沼市	5,100	6,000	17.6%	33.3%	57.5%	18.8%
阿賀町	5,500	6,000	9.1%	44.5%	63.6%	22.5%
津南町	5,000	6,000	20.0%	39.7%	66.1%	21.6%
妙高市	5,400	5,950	10.2%	33.9%	56.0%	20.5%
胎内市	5,317	5,923	11.4%	32.9%	52.8%	18.4%
出雲崎町	5,758	5,885	2.2%	40.4%	59.9%	21.2%
糸魚川市	5,860	5,835	-0.4%	36.1%	55.7%	19.0%
南魚沼市	5,192	5,813	12.0%	29.3%	55.6%	19.5%
佐渡市	5,200	5,800	11.5%	40.1%	60.2%	22.1%
田上町	4,800	5,800	20.8%	31.9%	49.7%	16.7%
刈羽村	5,700	5,800	1.8%	28.9%	51.5%	17.0%
十日町市	5,000	5,700	14.0%	35.9%	56.5%	18.6%
新発田市	4,950	5,400	9.1%	30.0%	53.2%	18.2%
小千谷市	5,150	5,400	4.9%	32.2%	54.3%	17.4%
柏崎市	4,750	5,350	12.6%	30.6%	53.0%	20.0%
三条市	5,167	5,308	2.7%	30.0%	51.9%	15.6%
見附市	4,875	5,300	8.7%	29.9%	51.6%	16.8%
村上市	5,300	5,300	0.0%	35.5%	55.0%	16.8%
加茂市	4,940	5,290	7.1%	32.8%	52.0%	17.9%
湯沢町	4,800	5,000	4.2%	35.3%	54.0%	14.4%

○伸び率 : -13.7%(北海道西興部村)~80.6%(熊本県水上村)
 高齢化率 : 12.4%(東京都小笠原村)~60.9%(群馬県南牧村) 福島県の保険者除く
 65歳以上に占める75歳以上の割合 : 24.1%(東京都青ヶ島村)~71.0%(宮城県七ヶ宿町)福島県の保険者除く
 要介護認定率 : 3.6%(東京都御蔵島村)~30.7%(奈良県野迫川村)、全国平均は17.9%

【老朽化する水道 破綻回避には料金2倍も】

【出典：吉村和就・大堀達也、pp. 42～43、2015年3月31日号の週刊エコノミスト】

- 水道事業運営を担う地方自治体が将来、水道を維持できなくなる可能性が高まっている。上下水道施設や水道管の老朽化から水道システムの維持管理と保守点検の費用が膨れ上がり、自治体の財政を圧迫している。さらに、人口減少により水道料金収入は減少傾向が続いている。特に、給水人口の少ない地域ほど水道の存続が困難になりつつある。最近の調査結果では、ほぼすべての自治体で水道料金を値上げしないと、水道事業が破綻する恐れがあることが明らかになった。
- 98%の自治体が値上げ必要

日本の水道は現在、地方自治体の公営企業(上水道、簡易水道を含め2,133事業体)が運営しているが、これら水道事業者数はこの5年間で7.1%減少した。164事業所が閉鎖され、管轄地域の水道運営は近隣の事業体に移管された。

水道料金収入は、2000年代半ばから年平均で数百億円単位で減少しており、今後も加速度的に減っていくと予測されている。また、各自治体の収支状況報告書を見ると、11年度は日本全体で2,100億円の黒字となっているが、これは国庫補助など他の会計からの繰入金約2,190億円を加えたもので、実質は赤字である。つまり、日本の水道事業体は、自前の料金収入では事業が継続できない状態に陥っている。

今年2月、特定非営利活動(NPO)法人「日本水フォーラム」内に設けられた任意団体で、水問題に関して首相の顧問役を務める有識者グループ「水の安全保障戦略機構」の事務局が、監査法人最大手の「新日本有限責任監査法人」と共同で、将来の水道料金の予測値を発表した。具体的には全国1,242の水道事業体(一部自治体を除く)について、各事業体で想定される赤字経営とならないために必要な料金改定率、すなわち「値上げ率」と、その「時期」を予測した。

その結果、2040年までの水道料金の値上げが必要と推計される事業対数は、全調査対象の98%に当たる1,221事業体となり、うち約半数に上る604事業体は、水道事業継続のためには30%以上の料金改定が必要になるとの見通しを示した。さらに、その3割は過疎化が顕著な北海道や東北地方にある。

また、50%以上の値上げが必要な事業体は190あり、給水人口20万人未満の都市に集中している。さらに、料金改定が必要な時期を見ると、ほとんどが25年度か26年度であり、すでに待ったなしの状況である。

特に2倍以上の高い値上げ率が想定されている自治体が30近くある。そこには大都市圏の事業体も含まれ、例えば、人口減少率が21%の千葉県市原市では、値上げ率は194%と現行料金の約3倍、100万人近い人口を抱える千葉市の値上げ率も100%と2倍だ。

日本の平均的な家族(4人世帯)の使用水量は月20m³で水道料金は全国平均で約3,000円である。試算通りなら料金が6,000円以上に跳ね上がる地域が続出することになる。

この調査結果は、厚生労働省発表の水道統計(12年度版)と人口減少率推計データ(日本創生会議公表)を基に導いた試算値。12年時点の「家庭用・非家庭用給水収益」や「国庫補助金」などの収益と、水道施設の「減価償却費」などの費用の推計から、各自治体で必要とされる値上げ率を割り出した。

○ 寿命が過ぎたインフラ

厚労省によると、水道管の交換、浄水場の設備更新などに必要な費用は、2020～25年に年間1兆円規模に達し、25年以降には老朽化対策に必要な資金が不足すると見られている。巨大地震を想定した耐震化費用もかさんでいる。

水道の場合、設備投資費用は基本的に水道料金収入で賄うことになっているが、人口減少で料金収入は低迷し、今後の増加は期待できない。一方で、1950年代半ば(昭和30年代)の高度成長期から60年が経過し、設備の更新が急務だ。総務省が調査した19の水道事業体では、法定耐用年数(40年)を超えた水道管路網は20年に37%、30年に約60%に増加するという。実際、上下水道配管の断裂による道路の陥没事故が年間約5千件もあり、その9割は市町村道で起きている。

こうした状況を見る限り、水の安全保障戦略機構の将来予測は、現実味を帯びつつある。高度経済成長期以降の水インフラへの投資額は、上水道40兆円、下水道80兆円、総額120兆円に上る。それぞれの寿命を40年とすると、安全・安心な水の供給を維持するには、毎年3兆円以上の投資が必要になる計算だ。それを原則、各水道事業体の料金収入から捻出しなければならない。

ただし、これまで投資された120兆円は、実際には国費の割合が多い。特に下水道は圧倒的に国費が多く、すでに独立採算制の原則は崩れている。そうかといって、今後は国の補助もあてにできない。安倍晋三政権は成長戦略の柱の一つとして「国土強靱化基本計画」を打ち出し、社会インフラの老朽化対策、維持管理などに重点的に投資としている。しかし、約5兆円といわれる地方への配分には、道路、橋梁など多様なインフラの整備・補修費や耐震補強比も含まれる。最終的に水道に投入できる予算は限られる。

自治体の水道事業を逼迫させているもう一つの大きな要因に人件費の高騰もある。日本の水道事業のコスト内訳を見ると、36.2%を占める減価償却費について大きいのが、17.3%の人件費である。現在、どの水道事業体でも団塊世代の大量退職が問題となっている。50歳以上の職員が約半数を占める水道事業体が多く、ある程度経験を積んだ30～40代が少ないため、経験・技術・ノウハウの継承が滞っている。人材育成にかかる労力の増大は直接、人的コスト増加につながる。

特に給水人口が少ない水道事業体ほど深刻で、5万人未満の事業体の技術職員は06年時点で平均2.8人と、日常業務に支障をきたす水準だった。これでは、人材育成を含め将来構想など考える余裕はない。

公営ゆえの非効率性も、水道事業体の経営難の一因である。そこで、近年は水道事業を民間委託し、再生を図る例が見られる。例えば米ニューヨーク市は、水道設備の所有権は市に置きつつ、運営は水処理業大手の仏ベオリアウォーター社と共同で行ったところ「年間1億2千万ドル(約150億円)の運営コストが削減できた」(ローラン・オギュウストベオリアウォーター本社上級副社長)という。

日本でも、水処理大手の水ing(東京都港区)が12年、広島県と共同出資して水道事業会社「水みらい広島」を設立した。浄水場運営を委託された同社は、初年度の13年度こそ1,500万円の赤字だったが、14年度は900万円の黒字に転換した。

それでも、老朽化した設備の更新費用を考えると抜本的解決には程遠い。耐震化始め

更新工事の先送りと赤字分を一般会計から補填している現状をみると、最終的には水道料金の大幅な値上げも視野に入れる必要がある。

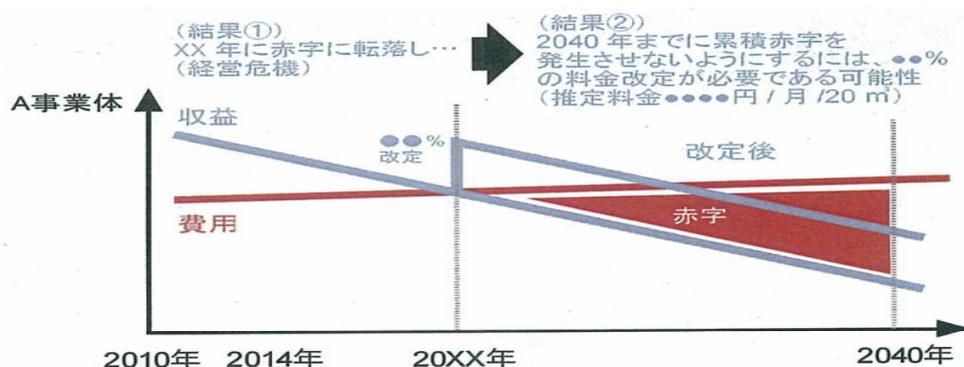
新日本有限責任監査法人と水の安全保障戦略機構事務局とが2015年2月26日に同時発表した「人口減少時代の水道料金はどうなのか？ 全国推計並びに報告書」

1. はじめに

- 我が国では人口減少社会が本格到来し、消滅可能性自治体の発生が危惧されています。
- 人口減少は様々な社会システムに多大な影響を与え、世界でも有数の高水準にあるといわれる水道システムにおいてもその影響を免れることはできません。
- 財務面だけみても、各水道事業体の供給水量は人口と連動して右肩下がり減少し、対応するように水道料金収入は減少していくでしょう。
- 各地域において長期計画としての水道事業ビジョンの策定が求められていますが、あまりに急速な人口減少を前提としたとき、今のままの形の水道を維持するとしたならば、将来の水道料金はいつの時点でどの程度の水準となりうるのか、その見取り図は必ずしも詳らかとはなっていません。
- この度、新日本有限責任監査法人と水の安全保障戦略機構事務局の共同研究として、公表データをもとに、一定の仮定を置いて全国の各水道事業の今後の水道料金の値上げ率の推計を行いました。
- 本推計は水道事業において想定されるリスクのごく一部を可視化したにすぎません。しかし、本推計結果を端緒に、広域化や民間活力の活用も含めた各地域における今後の水道事業経営のあり方について、事業者、住民(利用者)、そして住民の代表である議会の間において、個別事業体の実態を踏まえた健全かつ活発な議論が前進していくことを期待するものであります。

2. 推計内容の概要

- 各水道事業体の収益及び費用について、水道統計等の公表データを用い、一定の仮定等を設定したうえで、「2040年(平成52年)時点において各事業体で想定される水道料金(赤字経営とならないために必要な値上げの率と時期)」を推計。



図－1 推計のイメージ

- 主な前提条件等は以下のとおり。なお、損益データのみからの推計である点、今後の簡易水道統合の影響を考慮していない点等、**保守的な(すべてのリスク要因を反映したわけではない)推計**結果である点に留意が必要。
 - ◇ 人口減少や1人当たり使用量等の減少による給水収益の減少
 - ◇ 国庫及び他会計補助金収入：2040(平成52)年までにゼロとなる仮定をおいた減少
(※水道事業は元来独立採算原則により経営されるべきものであること及び厳しい国庫・一般会計の財政状況を踏まえた仮定)
 - ◇ 水道施設の更新投資需要の増加による減価償却費及び支払利息の増加

3. 推計の条件

【使用したデータ】

- ① 公益社団法人日本水道協会発行「水道統計」平成24年度版
- ② **日本創生会議**「消滅可能性自治体」分析において用いられた人口増減率推計データ(2010年～2040年までの人口増減)のうち、「**人口移動が収束しない場合**」

【対象事業体】

- 上記の合算を考慮し、下記の事業体を除外した結果である**1,242事業体**
 - ◇ 福島県所在の事業体(40)
 - ◇ 私営水道(9)
 - ◇ 用水供給を主とする企業団や県営事業体等(85)
 - ◇ 京都府京丹波町

【試算の概要】

- 収益的収支のみで試算(財務状態を広く推計するに足りる情報が入手できないため)
- 推計期間：水道統計の最新データの存在する平成24(2012)年度から、人口増減率推計データの最終年度である平成52(2040)年度まで
- 上記の損益を推計し、①赤字転落年度と、②赤字転落年度から2040年までの累積赤字を解消するために必要となる家庭用料金単価(水道統計における20m³/月使用時料金)の値上げ率を算定
- 物価変動は考慮していない。

【収益の推計】

・・・略・・・

【費用の推計】

・・・略・・・

4. 推計結果の概要

(1) 結果の要旨

- ① 平成52(2040)年度までに水道料金の値上げが必要と推計される事業対数は1,221事業体となり、分析対象全体のおよそ98%に及ぶ。
- ② これらのうち、全体の約半数を占める604事業体において、30%以上の料金改定が必要と推計される。水道料金(20m³/月)が**1万円を超える**自治体も出現する可能性がある。
- ③ 給水人口の少ない事業体ほど、料金改定率が高い傾向にある。**50%以上の高率**での料金改定が必要となるのは、**給水人口20万人未満**の事業体に集中。
- ④ 地域別では、北海道及び東北地方において料金改定率が高い傾向あり。

- ◇ 30%以上の料金改定が必要となる事業体(604事業体)のうち、約3割が北海道及び東北地方に所在している。
- ◇ 東海地方では、料金改定率が20%未満の事業体の割合が高い。



今すぐに抜本的な対策を講じなければ・・・水道経営の持続性確保の危機

表-1 料金改定率別構成(1,242事業体)

改定なし	1.7%
10%未満	7.0%
10%～20%未満	16.4%
20%～30%未満	26.2%
30%～50%未満	33.8%
50%～100%未満	12.7%
100%以上	2.1%

表-2 改定時期別構成

H25～26年度	30.4%
H27～29年度	24.5%
H30～32年度	18.0%
H33～35年度	11.5%
H36～40年度	7.9%
H41～45年度	3.6%
H46～52年度	2.3%
改定なし	1.7%

改定率の最高値：198%(兵庫県播磨高原広域事務組合)

表-3 給水人口別の料金改定率構成

	10万人未満	10万人以上	20万人以上	30万人以上	50万人以上	100万人以上
改定なし	1.7%	1.5%	—	5.3%	—	—
10%未満	5.6%	10.8%	6.5%	13.2%	27.3%	40.0%
10%～20%未満	12.3%	30.8%	45.2%	47.4%	27.3%	26.7%
20%～30%未満	23.8%	38.5%	41.9%	31.6%	36.4%	33.3%
30%～50%未満	38.8%	16.2%	6.5%	2.6%	9.1%	—
50%～100%未満	15.2%	2.3%	—	—	—	—
100%以上	2.6%	—	—	—	—	—

表-4 地域別の料金改定率構成 (単位：%)

	北海道	東北	関東・甲信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
改定なし	—	1.5	2.6	—	2.8	—	—	—	3.5
10%未満	3.1	3.0	8.9	2.2	15.6	6.3	—	5.8	7.5
10%～20%未満	4.1	6.0	20.1	8.7	27.7	22.4	10.4	10.1	16.9
20%～30%未満	14.4	18.8	28.9	30.4	25.5	31.6	26.0	37.7	23.9
30%～50%未満	45.4	50.4	25.0	32.6	21.3	28.7	45.5	34.8	39.3
50%～100%未満	30.9	14.3	12.5	21.7	6.4	9.2	15.6	11.6	8.0
100%以上	2.1	6.0	2.0	4.3	0.7	1.7	2.6	—	1.0

事業対数(改定時期別)

H25年度：275	H31年度：85	H37年度：24	H43年度：7	H49年度：1
H26年度：103	H32年度：55	H38年度：16	H44年度：3	H50年度：3
H27年度：93	H33年度：58	H39年度：17	H45年度：7	H51年度：2
H28年度：113	H34年度：48	H40年度：8	H46年度：12	H52年度：3
H29年度：98	H35年度：37	H41年度：13	H47年度：4	
H30年度：84	H36年度：33	H42年度：15	H48年度：4	改定なし：21

- ◇ 改定時期の推計結果が平成25年度に集中している背景は、これらの事業体の大部分が平成24年度(水道統計の最新データ)時点で、経常損益で赤字となっていることによる。

5. 必要な改革施策

【第1フェーズ】

各事業体における徹底的な経営の「見える化」と、目指す姿の具体化

- ◇ 各事業体における個別要素を踏まえた経営計画(経営戦略)の立案及び市民・利用者等への実情の見える化が求められます。
- ◇ 各地域・自治体において、水道事業の持続のためにどれだけの負担をするべきか、どこまでのサービスレベルを確保し続けるべきかについて、実情に応じた議論が望まれます。
- ◇ 議論を通じて各事業体において今後取り組むべき経営改革を具体化させることが望まれます。

【第2フェーズ】

広域化、事業改革等の推進

- ◇ 施設のダウンサイジング、調達効率化等のマネジメント改革を行う必要があります。
- ◇ 特に人事面において、長期間・多方面にわたる不断の改革を実現しうる経営人材／ビジネス人材を組織内で獲得し、維持し続けられる体制の構築が急務です。
- ◇ 中小規模の事業体等で、独力で改革を実施することが困難な場合、地域の主要な事業体が主体となった広域的運営体制の構築や、民間との大幅な連携を通じて、事業運営体制を抜本的に強化することが望まれます。

表－6 新潟県下の事業主体別の将来予測値等

順位	新潟県下の 事業主体名	料金(20m ³ /月)		料金 改定年度	総人 口減少率 %	2040年 想定人口 人
		将来 予測値 (降順)	H24 年度			
1	南魚沼市	6,298	4,595	H32年	-26	45,819
2	佐渡市 (両津・相川・佐和田・金井)	6,219	4,076	H34年	-46	33,998
3	阿賀町	6,214	3,474	H25年	-53	6,210
4	関川村	4,798	3,000	H27年	-49	3,269
5	胎内市	4,616	3,705	H36年	-36	19,970
6	阿賀野市	4,125	3,200	H28年	-30	31,809
7	弥彦村	3,997	3,199	H30年	-15	7,309
8	十日町市	3,969	3,380	H39年	-39	36,141
9	田上町	3,926	2,940	H28年	-41	7,569
10	小千谷市	3,843	2,970	H32年	-31	26,672
11	柏崎市	3,830	2,800	H30年	-31	62,925
12	加茂市	3,714	2,290	H25年	-41	17,422
13	上越市	3,661	2,934	H29年	-27	149,832
14	聖籠町	3,660	2,900	H25年	-12	12,108
15	三条市	3,627	2,720	H26年	-29	72,631
16	湯沢町	3,609	2,400	H27年	-38	5,215
17	新発田市	3,424	2,605	H27年	-32	68,360
18	長岡市	3,258	2,730	H37年	-26	210,496
19	五泉市	3,224	2,629	H36年	-36	35,181
20	魚沼市 (堀之内・小出)	3,201	2,560	H35年	-44	22,553
21	妙高市 (妙高高原・新井)	3,011	2,235	H32年	-43	20,282
22	村上市	2,925	2,250	H33年	-43	38,020
23	新潟市	2,742	2,270	H30年	-18	663,412
24	見附市	2,659	2,350	H41年	-27	30,443
25	燕市 (燕・吉田・分水)	2,444	2,103	H38年	-27	59,977
26	糸魚川市	1,922	1,560	H35年	-36	30,527

数値の出所：新日本有限責任監査法人と水の安全保障戦略機構事務局とが2015年2月26日に同時発表した「人口減少時代の水道料金はどうか？ 全国推計並びに報告書」

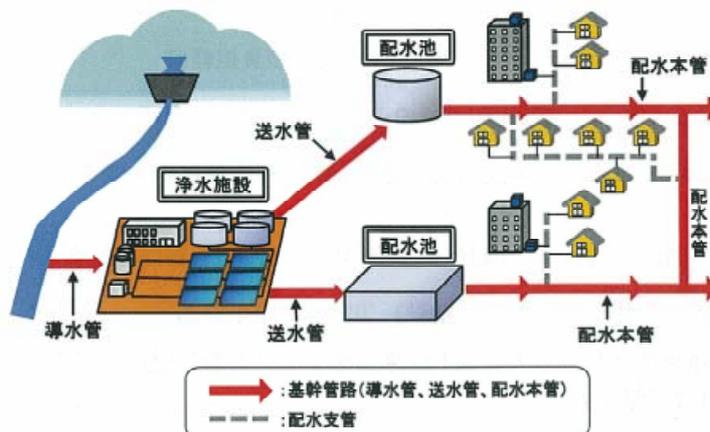
【水道事業における耐震化の状況(平成25年度)】

【出典：平成26年12月25日付け厚生労働報道資料】

- 厚生労働省では、水道事業における耐震化の推進施策の一貫として、平成20年度から、全国の水道管や浄水施設など水道施設の耐震化状況を調査しています。平成25年度末時点の調査結果を取りまとめましたので、公表します。

水道施設の耐震化率は、**基幹的な水道管で34.8(24年度33.5)%**、**浄水施設22.1(24年度21.4)%**、**配水池47.1(23年度44.5)%**であり、依然として低い状況にあります。

厚生労働省では、水道事業者等に対し技術的、財政的支援を行い、耐震化率等の向上を図ります。



注) 上水道事業の中には、水道用水供給事業から全量を受水して基幹管路を持たない事業もある。

- 基幹管路の耐震化状況

導水管や送水管など、「基幹管路」と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均で**34.8%**であり、昨年度から1.3ポイント上昇した。

都道府県別にみると、神奈川県62.5%、愛知県53.5%に対し、長崎県21.8%、和歌山県22.1%等となっている。また、水道事業帯別(自治体、一部事務組合など)でも進み具合に大きな開きがある状況となっている。

平成	基幹管路の 総延長 A km	耐震適合性 のある管の 延長 B km	耐震適合率 B/A %
21年度	100,735	30,483	30.3
22年度	97,260	30,128	31.0
23年度	97,041	31,647	32.6
24年度	98,058	32,848	33.5
25年度	96,816	33,692	34.8

- 浄水施設の耐震化状況

浄水施設の耐震化率は**22.1%**で、昨年度(21.4%)から0.7ポイント上昇した。浄水施設は施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路や配水池に比べ耐震化が進んでいない状況となっている。

平成	全施設能力	耐震化能力	耐震適合率
	A 千 m ³ /日	B 千 m ³ /日	B/A %
21年度	70,193	11,806	16.8
22年度	70,210	13,123	18.7
23年度	70,232	13,801	19.7
24年度	69,925	14,970	21.4
25年度	69,306	15,289	22.1

○ 配水池の耐震化状況

配水池の耐震化率は**47.1%**で、昨年度(44.5%)から2.6ポイント上昇した。浄水施設に比べ耐震化が進んでいるのは、個々の配水池ごとに改修が行いやすいためと考えられる。

平成	全施設能力	耐震化能力	耐震適合率
	A 千 m ³ /日	B 千 m ³ /日	B/A %
21年度	38,848	13,391	34.5
22年度	39,681	15,097	38.0
23年度	39,768	16,416	41.3
24年度	39,756	17,674	44.5
25年度	40,045	18,861	47.1

○ 今後の取り組み

国では、南海トラフ地震や首都直下型地震など、発生が想定される大規模自然災害に対し、水道も含めた強靱な国づくりに関する取り組みとして、国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプラン2014を策定し、水道施設については、**基幹管路の耐震適合率を平成34年度末までに50%以上に引き上げる目標**を掲げています。

厚生労働省としても、今後、水道事業者における耐震化の取り組みを支援するため、耐震化計画の策定指針の見直しの作業を行うとともに、その普及に努めます。

○ 基幹管路の耐震適合性について

管路の場合、管自体の耐震性能に加えて、その管が敷設された地盤の性状(例えば軟弱地盤、液状化しやすい埋め立て地など)によって、その耐震性が大きく左右される。

耐震化とは、地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管のことをいう。それに対して、**耐震管以外でも管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管があり、それらを耐震管に加えたものを「耐震適合性のある管」と呼んでいる。**

基幹管路の耐震化状況(都道府県別一覽)

	耐震適合率：%		
	25年度	24年度	
長崎県	21.8	20.9	1
和歌山県	22.1	21.1	2
沖縄県	22.4	21.0	3
愛媛県	23.2	21.0	4
徳島県	23.3	22.2	5
秋田県	23.4	23.2	6
鹿児島県	23.6	20.3	7
三重県	24.0	26.2	8
岡山県	24.3	24.0	9
熊本県	24.8	22.4	10
鳥取県	25.1	24.2	11
佐賀県	25.6	24.4	12
滋賀県	27.0	26.5	13
宮崎県	27.1	21.4	14
山口県	28.9	27.0	15
広島県	29.1	25.8	16
山梨県	30.4	29.0	17
栃木県	30.5	30.1	18
京都府	30.5	29.4	19
新潟県	30.7	30.2	20
高知県	30.7	38.7	21
大分県	30.8	30.2	22
長野県	31.1	24.0	23
福井県	31.2	30.7	24
島根県	31.6	29.7	25
茨城県	31.7	32.9	26
大阪府	32.6	32.0	27
福岡県	33.4	31.2	28
静岡県	33.5	32.5	29
奈良県	34.4	34.0	30
富山県	35.2	34.3	31
埼玉県	35.7	32.4	32
香川県	36.1	34.6	33
岐阜県	36.3	34.6	34
東京都	36.9	36.0	35
石川県	37.8	36.1	36
兵庫県	38.4	40.8	37
北海道	39.9	35.6	38
山形県	40.9	39.6	39
群馬県	41.0	41.0	40
福島県	44.3	40.4	41
岩手県	44.8	43.2	42
宮城県	46.4	46.5	43
青森県	47.0	53.8	44
千葉県	52.2	51.8	45
愛知県	53.5	53.0	46
神奈川県	62.5	61.4	47
全 国	34.8	33.5	

大臣認可事業 平成25年度末 上水道事業	耐震適合率 %
見附市	5.1
南魚沼市	7.6
三条市	8.5
長岡市	15.8
新発田市	23.6
上越市	33.0
新潟市	46.6
柏崎市	68.3
燕市(燕)	73.6
阿賀野市	95.9

大臣認可事業(上水道事業)とは、給水人口5万人を超えるなど比較的大規模な水道事業をいう。ただし、北海道は平成21年度以降はすべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載

大臣認可事業 平成25年度末 水道用水供給事業	耐震適合率 %
新潟県上越市	31.8
新潟東港地域水道用水(企)	50.7
三条地域水道用水供給(企)	100.0

大臣認可事業(水道用水供給事業)とは、1日最大給水量が25,000m³を超える比較的大規模な水道用水供給事業をいう。ただし、北海道は平成21年度以降はすべて知事認可となったため、それ以前に大臣認可であった事業を掲載

注1) 各都道府県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び用水供給事業が有している基幹管路の状況を集計したもの。

注2) 一部で耐震適業率が昨年度に比べ減少した主な理由は、地盤等の管路の布設条件を勘案して耐震適合性の判断基準を厳密化したこと、集計ミスの修正等による。

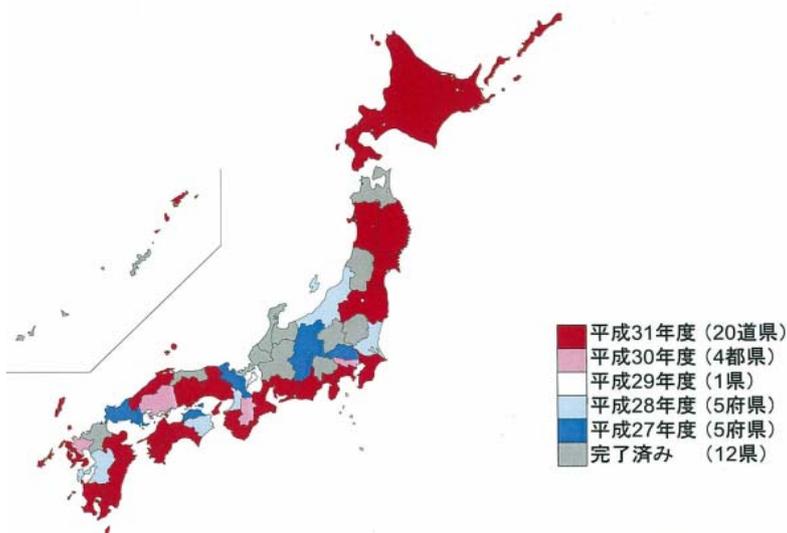
【土砂災害警戒区域65万カ所に増加へ 19年度末推計】

【出典：平成27年4月15日付け朝日新聞】

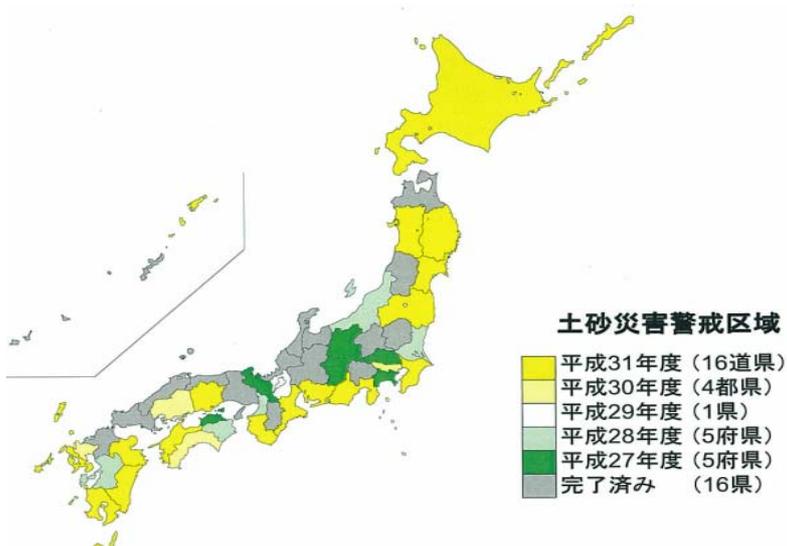
- 国土交通省は14日、土砂災害警戒区域が3月末の全国約39万6千カ所から、2019年度末には約65万カ所に増えるとの推計を発表した。東京都1万5千カ所、愛知県1万8,221カ所、大阪府7,821カ所、広島県3万4,645カ所など、2倍ほどに膨らむ都府県もある。警戒区域は都道府県が指定。市町村に避難態勢づくりを義務づけるが、不動産価値の低下を心配する住民の反対などで指定作業が遅れている。昨年8月に広島市で起きた土砂災害など過去の反省を踏まえて土砂災害防止法が今年1月に改正されたのを受け、都道府県に見通しを尋ねた。

法改正時、国交省は警戒、特別警戒の区域指定のための基礎調査を5年ほどで終わるように求めた。完了は12県にとどまり、目標について北海道、千葉、愛知、和歌山、鹿児島など20道県は最終の19年度と回答。国交省防砂計画課は「都道府県には予算と人手不足が課題。目標の達成を支援する」としている。

【国土交通省、平成27年4月14日付け報道資料「土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施目標について」】



基礎調査の完了予定年度
(平成27年4月14日時点)



基礎調査(土砂災害警戒区域)の完了予定年度
(平成27年4月14日時点)

- 各都道府県において基礎調査完了予定年を検討した結果、すべての都道府県で、今後5年以内(平成31年度末まで)に、基礎調査を完了させる目標が設定されました。

なお、土砂災害防止法に

基づく土砂災害警戒区域は、基礎調査の完了時(平成31年度末)には約65万区域になると推計されます。

表－2 基礎調査完了年度(平成)または完了予定年度(平成)

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
北海道	31年度	31年度	16	福井県	21年度	12	福井県	21年度		
青森県	22年度	22年度		青森県	22年度		22年度	青森県	22年度	
岩手県	31年度	31年度		山梨県	22年度		22年度	山梨県	22年度	
宮城県	31年度	31年度		栃木県	23年度		23年度	栃木県	23年度	
秋田県	31年度	31年度		鳥取県	23年度		23年度	鳥取県	23年度	
山形県	26年度	26年度		島根県	24年度		24年度	群馬県	25年度	
福島県	31年度	31年度		山口県	24年度		24年度	石川県	25年度	
茨城県	28年度	28年度		群馬県	25年度		25年度	福岡県	25年度	
栃木県	23年度	23年度		石川県	25年度		25年度	山形県	26年度	
群馬県	25年度	25年度		兵庫県	25年度		25年度	富山県	26年度	
埼玉県	27年度	27年度		福岡県	25年度		25年度	岐阜県	26年度	
千葉県	31年度	31年度		山形県	26年度		26年度	沖縄県	26年度	
東京都	30年度	30年度		富山県	26年度		26年度	5	山口県	27年度
神奈川県	27年度	31年度		岐阜県	26年度		26年度		埼玉県	27年度
山梨県	22年度	22年度		奈良県	26年度		26年度		長野県	27年度
長野県	27年度	27年度		沖縄県	26年度		26年度		京都府	27年度
新潟県	28年度	28年度				香川県	27年度			
富山県	26年度	26年度	5	埼玉県	27年度	5	茨城県	28年度		
石川県	25年度	25年度		神奈川県	27年度		27年度	新潟県	28年度	
岐阜県	26年度	26年度		長野県	27年度		27年度	大阪府	28年度	
静岡県	31年度	31年度		京都府	27年度		27年度	徳島県	28年度	
愛知県	31年度	31年度		香川県	27年度		27年度	熊本県	28年度	
三重県	31年度	31年度	5	茨城県	28年度	1	滋賀県	29年度		
福井県	21年度	21年度		新潟県	28年度		23	4	奈良県	30年度
滋賀県	29年度	29年度		大阪府	28年度		24		東京都	30年度
京都府	27年度	27年度		徳島県	28年度		25		広島県	30年度
大阪府	28年度	28年度		熊本県	28年度		26		佐賀県	30年度
兵庫県	25年度	31年度	1	滋賀県	29年度	27	20	島根県	31年度	
奈良県	26年度	30年度	4	東京都	30年度	28		兵庫県	31年度	
和歌山県	31年度	30年度		広島県	30年度	29		神奈川県	31年度	
鳥取県	23年度	23年度		高知県	30年度	30		高知県	31年度	
島根県	24年度	31年度		佐賀県	30年度	31		北海道	31年度	
岡山県	31年度	31年度	16	北海道	31年度	20		岩手県	31年度	
広島県	30年度	30年度		岩手県	31年度			33	宮城県	31年度
山口県	24年度	27年度		宮城県	31年度			34	秋田県	31年度
徳島県	28年度	28年度		秋田県	31年度			35	福島県	31年度
香川県	27年度	27年度		福島県	31年度			36	千葉県	31年度
愛媛県	31年度	31年度		千葉県	31年度			37	静岡県	31年度
高知県	30年度	31年度		静岡県	31年度			38	愛知県	31年度
福岡県	25年度	25年度		愛知県	31年度			39	三重県	31年度
佐賀県	30年度	30年度		三重県	31年度			40	和歌山県	31年度
長崎県	31年度	31年度		和歌山県	31年度			41	岡山県	31年度
熊本県	28年度	28年度		岡山県	31年度			42	愛媛県	31年度
大分県	31年度	31年度		愛媛県	31年度		43	長崎県	31年度	
宮崎県	31年度	31年度		長崎県	31年度		44	大分県	31年度	
鹿児島県	31年度	31年度		大分県	31年度		45	宮崎県	31年度	
沖縄県	26年度	26年度		宮崎県	31年度		46	鹿児島県	31年度	
				鹿児島県	31年度		47			

注1) 基礎調査完了とは、当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所すべてについて一通り基礎調査を実施することをいう。

注2) 基礎調査完了予定年度は、今後基礎調査の進捗に伴い、変更の可能性がある。

表－2 基礎調査の進捗状況

	基礎調査完了区域数 (H27年3月末時点)		土砂災害 警戒区域 の総区域 数の推計 値 B	A/B		A/B	
	土砂災害 警戒区域 A	土砂災害 特別警戒 区域		%			%
北海道	2,635	2,164	11,923	22.1	1	北海道	22.1
青森県	4,031	3,355	4,031	100.0	2	愛媛県	23.1
岩手県	4,898	4,624	14,348	34.1	3	宮城県	23.3
宮城県	1,980	1,796	8,482	23.3	4	大分県	24.6
秋田県	2,211	1,497	7,685	28.8	5	宮崎県	26.9
山形県	5,146	3,506	5,146	100.0	6	秋田県	28.8
福島県	3,333	2,659	7,867	42.4	7	三重県	31.8
茨城県	3,170	2,869	4,006	79.1	8	和歌山県	33.5
栃木県	6,685	5,994	6,685	100.0	9	岩手県	34.1
群馬県	8,967	8,028	8,967	100.0	10	長崎県	37.1
埼玉県	5,153	4,705	5,175	99.6	11	愛知県	39.2
千葉県	4,551	4,499	9,764	46.6	12	徳島県	39.2
東京都	8,006	7,628	15,000	53.4	13	福島県	42.4
神奈川県	8,862	1,174	10,831	81.8	14	広島県	44.6
山梨県	7,089	6,049	7,089	100.0	15	千葉県	46.6
長野県	25,041	20,555	27,635	90.6	16	高知県	50.0
新潟県	9,723	6,297	13,000	74.8	17	大阪府	51.0
富山県	4,889	3,671	4,889	100.0	18	東京都	53.4
石川県	4,420	3,605	4,420	100.0	19	熊本県	56.4
岐阜県	15,015	13,736	15,015	100.0	20	鹿児島県	58.9
静岡県	12,517	9,598	18,420	68.0	21	佐賀県	64.2
愛知県	7,147	6,381	18,221	39.2	22	滋賀県	67.5
三重県	6,051	5,509	19,000	31.8	23	静岡県	68.0
福井県	11,662	10,352	11,662	100.0	24	新潟県	74.8
滋賀県	3,815	2,792	5,650	67.5	25	岡山県	74.9
京都府	16,785	14,098	17,054	98.4	26	茨城県	79.1
大阪府	3,985	2,682	7,821	51.0	27	神奈川県	81.8
兵庫県	20,739	73	20,739	100.0	28	長野県	90.6
奈良県	10,967	463	10,967	100.0	29	京都府	98.4
和歌山県	6,705	6,100	20,000	33.5	30	香川県	98.7
鳥取県	6,178	5,225	6,178	100.0	31	埼玉県	99.6
島根県	32,127	12,270	32,127	100.0	32	青森県	100.0
岡山県	11,979	375	16,000	74.9	33	山形県	100.0
広島県	15,459	14,099	34,645	44.6	34	栃木県	100.0
山口県	24,796	9,233	24,796	100.0	35	群馬県	100.0
徳島県	4,957	4,581	12,638	39.2	36	山梨県	100.0
香川県	7,898	6,612	8,004	98.7	37	富山県	100.0
愛媛県	3,502	3,041	15,190	23.1	38	石川県	100.0
高知県	9,059	96	18,112	50.0	39	岐阜県	100.0
福岡県	17,568	16,047	17,552	100.1	40	福井県	100.0
佐賀県	7,313	6,344	11,390	64.2	41	兵庫県	100.0
長崎県	11,675	11,081	31,500	37.1	42	奈良県	100.0
熊本県	10,728	9,998	19,009	56.4	43	鳥取県	100.0
大分県	4,826	4,439	19,640	24.6	44	島根県	100.0
宮崎県	3,307	2,138	12,300	26.9	45	山口県	100.0
鹿児島県	14,635	6,491	24,865	58.9	46	沖縄県	100.0
沖縄県	1,191	1,127	1,191	100.0	47	福岡県	100.1
全 国	423,376	279,656	646,629	65.5		全 国	65.5

注)土砂災害警戒区域の総区域数の推計値は、平成27年3月末時点の値であり、今後基礎調査の進捗に伴い、変更の可能性がある。

【平成27年 1 月 1 日現在 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント】【出典：総務省、平成27年 7 月 1 日付け報道資料】

1) 全国の人口

総 計	日本人住民	外国人住民
1 億2,822万6,483人 (△21万1,530人、△0.166%)	1 億2,616万3,576人 (△27万1,058人、△0.21%)	206万2,907人 (+5万9,528人、+2.97%)

2) 人口

- ※ 日本人住民の人口は、平成21年をピークに 6 年連続で減少
現行調査開始(昭和43年)以降最大の減少数
 - 現行調査開始(昭和43年)以降、平成18年に初めて減少し、平成20年、21年と増加したが、平成22年から 6 年連続で減少
- ※ 外国人住民の人口は、前年より増加。対前年で2.97%増と高い伸び

3) 自然増減数

- ※ 日本人住民の自然増減数は、△26万6,757人
自然増減数が 8 年連続拡大し、調査開始(昭和54年度)以降最大
 - 調査開始(昭和54年度)以降、自然増加数が減少傾向。平成17年度には自然減少に転じた。平成19年度以降 8 年連続で自然減少数が拡大
- ※ 外国人住民は、+7,795人。自然増加数が拡大

4) 出生者数

- ※ 日本人住民は、100万3,554人。調査開始(昭和54年度)以降最少
 - 減少傾向にあり、前年は微増したが、本年は減少
- ※ 外国人住民は、1 万4,449人。前年より増加

5) 死亡者数

- ※ 日本人住民は、127万311人。調査開始(昭和54年度)以降最多
 - 増加傾向にあり、11年連続増加後、24年度は減少したが、本年は 2 年連続の増加
- ※ 外国人住民は、6,654人。前年より減少

6) 社会増減数(転入者数、転出者数)

- ※ 日本人住民の転入者数は506万3,791人、転出者数は510万2,734人
 - 転入者数・転出者数ともに調査開始(昭和54年度)以降最少
- ※ 外国人住民の社会増減数は+ 5 万1,733人。社会減少から社会増加に転じた。
- ※

7) 年齢階級別人口

- ※ 日本人住民の年少人口は、調査開始(平成 6 年)以降毎年減少
生産年齢人口は、平成 7 年を除き、調査開始(平成 6 年)以降毎年減少
老年人口は、調査開始(平成 6 年)以降毎年増加。初めて年少人口の
2 倍以上に

※ 日本人住民の年少人口・生産年齢人口の割合は、調査開始(平成6年)以降毎年減少
 老年人口の割合は、調査開始(平成6年)以降毎年増加

	日本人住民	外国人住民
年少人口(0～14歳)	12.93% (調査開始以降毎年減少)	8.83%
生産年齢人口(15～64歳)	61.17% (調査開始以降毎年減少)	84.19%
老年人口(65歳～)	25.90% (調査開始以降毎年増加)	6.98%

18歳及び19歳の日本人住民の人口は、全国で239万2,582人
 (18歳以上の日本人住民の人口は、全国で1億628万660人)

※ 日本人住民 年少人口割合、生産年齢人口割合、老年人口割合の1位

	市区部	町村部
年少人口(0～14歳)	豊見城市(20.38%)	三重県朝日町(21.90%)
生産年齢人口(15～64歳)	中央区(71.00%)	東京都青ヶ島村(70.91%)
老年人口(65歳～)	夕張市(47.72%)	群馬県南牧村(58.36%)

8) 世帯数

※ 全国の世帯数は、現行調査開始(昭和43年)以降毎年増加(日本人住民・複数国籍の世帯)

※ 1世帯の平均構成人員は、現行調査開始(昭和43年)以降毎年減少(日本人住民・複数国籍の世帯)

		1世帯平均構成人員
総計	5,641万2,140世帯 (+45万9,822世帯、+0.82%)	2.27人(△0.03人)
日本人住民及び 複数国籍の世帯	5,536万4,197世帯 (+41万2,191世帯、+0.75%)	2.28人(△0.02人)
外国人住民の世帯	104万7,943世帯 (+4万7,691世帯、+4.77%)	1.97人(△0.03人)

複数国籍の世帯とは、日本人住民と外国人住民との混合世帯をいう。

○ 平成27年7月2日付け毎日新聞に「1票の格差」衆参とも拡大の見出しで、次のような記事が掲載されている。

毎日新聞社は総務省が1日に発表した住民基本台帳人口をもとに、衆参両院の各選挙区の「1票の格差」を試算した。

参院選挙区では、議員1人当たりの人口が最多の兵庫県(1,385,793人)と最少の鳥取県(289,777人)の格差は4.782倍で、前年の4.767倍から拡大した。

衆院小選挙区で人口最多の兵庫6区(589,335人)と最少の宮城5区(277,437人)の格差は2.124倍で、こちらも前年の2.109倍から拡大した。格差が2倍以上となったのは18選挙区で、前年より4選挙区増えた。

表－1 都道府県別の人口増減数の推移(日本人住民)

	平成25年 (昇順)			平成26年 (昇順)
北海道	-29,639	1	北海道	-32,323
新潟県	-16,420	2	新潟県	-17,595
静岡県	-15,504	3	兵庫県	-17,207
福島県	-14,289	4	静岡県	-17,130
青森県	-14,066	5	青森県	-14,608
兵庫県	-13,523	6	秋田県	-13,550
秋田県	-13,274	7	茨城県	-12,952
茨城県	-13,120	8	長野県	-12,188
長崎県	-11,683	9	長崎県	-11,717
山形県	-11,084	10	鹿児島県	-11,637
山口県	-11,015	11	山口県	-11,517
長野県	-10,599	12	福島県	-11,255
岐阜県	-10,293	13	大阪府	-11,099
鹿児島県	-10,016	14	愛媛県	-10,687
愛媛県	-9,795	15	岩手県	-10,649
群馬県	-9,507	16	岐阜県	-10,587
岩手県	-9,080	17	山形県	-10,575
和歌山県	-8,130	18	群馬県	-9,202
三重県	-7,946	19	三重県	-8,734
広島県	-7,699	20	和歌山県	-8,552
京都府	-7,187	21	広島県	-8,530
熊本県	-7,132	22	熊本県	-7,858
高知県	-6,882	23	大分県	-7,434
栃木県	-6,788	24	奈良県	-7,338
奈良県	-6,733	25	高知県	-7,311
大分県	-6,704	26	栃木県	-7,264
大阪府	-6,635	27	宮崎県	-6,972
富山県	-6,167	28	京都府	-6,870
徳島県	-5,993	29	山梨県	-6,193
宮崎県	-5,851	30	富山県	-6,061
岡山県	-5,689	31	岡山県	-5,905
山梨県	-5,608	32	徳島県	-5,827
島根県	-5,467	33	島根県	-5,573
香川県	-4,554	34	香川県	-4,950
福井県	-4,435	35	佐賀県	-4,916
佐賀県	-4,149	36	福井県	-4,900
鳥取県	-4,107	37	石川県	-3,852
石川県	-3,562	38	鳥取県	-3,720
千葉県	-3,106	39	宮城県	-2,330
滋賀県	461	40	福岡県	-269
宮城県	1,353	41	滋賀県	172
福岡県	2,198	42	千葉県	1,214
沖縄県	6,036	43	沖縄県	4,651
埼玉県	9,007	44	愛知県	8,350
神奈川県	11,415	45	埼玉県	9,561
愛知県	11,738	46	神奈川県	10,659
東京都	67,539	47	東京都	72,516
全 国	-243,684		全 国	-271,058

注) 平成25年、26年は同年1月1日から12月31日までの間の人口動態である。

表-2 都道府県別の人口、増減率について(日本人)

住民基本台帳人口 平成27年1月1日 日本人 (千人)		平成26年における 増加率 :%		平成26年における 自然増加率 :%		平成26年における 社会増加率 :%	
鳥取県	580	秋田県	-1.27	秋田県	-0.85	青森県	-0.47
島根県	700	青森県	-1.07	高知県	-0.66	秋田県	-0.42
高知県	744	高知県	-0.97	山形県	-0.61	長崎県	-0.42
徳島県	772	山形県	-0.92	青森県	-0.60	高知県	-0.31
福井県	792	和歌山県	-0.85	岩手県	-0.57	山形県	-0.31
山梨県	842	長崎県	-0.83	島根県	-0.56	和歌山県	-0.30
佐賀県	843	岩手県	-0.82	徳島県	-0.56	山梨県	-0.30
香川県	997	山口県	-0.81	和歌山県	-0.55	宮崎県	-0.30
和歌山県	998	島根県	-0.79	山口県	-0.54	福井県	-0.28
秋田県	1,053	徳島県	-0.75	山口県	-0.54	佐賀県	-0.28
富山県	1,073	徳島県	-0.75	新潟県	-0.51	山口県	-0.26
宮崎県	1,131	愛媛県	-0.75	愛媛県	-0.50	鹿児島県	-0.26
山形県	1,135	新潟県	-0.75	富山県	-0.47	新潟県	-0.25
石川県	1,149	山梨県	-0.73	福島県	-0.46	愛媛県	-0.25
大分県	1,181	鹿児島県	-0.69	鳥取県	-0.44	岩手県	-0.24
岩手県	1,295	鳥取県	-0.64	山梨県	-0.43	島根県	-0.23
青森県	1,349	大分県	-0.63	鹿児島県	-0.42	奈良県	-0.23
奈良県	1,385	福井県	-0.61	北海道	-0.42	大分県	-0.22
滋賀県	1,398	宮崎県	-0.61	長崎県	-0.41	鳥取県	-0.20
長崎県	1,405	北海道	-0.59	長野県	-0.41	岐阜県	-0.20
愛媛県	1,417	佐賀県	-0.58	大分県	-0.40	静岡県	-0.20
山口県	1,418	福島県	-0.57	香川県	-0.38	徳島県	-0.19
沖縄県	1,443	長野県	-0.57	群馬県	-0.35	北海道	-0.17
鹿児島県	1,685	富山県	-0.56	福井県	-0.33	長野県	-0.16
熊本県	1,808	奈良県	-0.53	三重県	-0.32	三重県	-0.16
三重県	1,819	岐阜県	-0.52	宮崎県	-0.31	茨城県	-0.16
岡山県	1,919	香川県	-0.49	岐阜県	-0.31	熊本県	-0.16
福島県	1,955	三重県	-0.48	佐賀県	-0.30	兵庫県	-0.13
群馬県	1,970	群馬県	-0.46	奈良県	-0.30	香川県	-0.12
栃木県	1,973	静岡県	-0.46	茨城県	-0.28	群馬県	-0.12
岐阜県	2,044	茨城県	-0.44	石川県	-0.28	福島県	-0.11
長野県	2,119	熊本県	-0.43	岡山県	-0.28	富山県	-0.10
宮城県	2,312	栃木県	-0.37	熊本県	-0.27	栃木県	-0.10
新潟県	2,324	石川県	-0.33	栃木県	-0.27	広島県	-0.10
京都府	2,528	岡山県	-0.31	静岡県	-0.26	石川県	-0.05
広島県	2,830	兵庫県	-0.31	京都府	-0.23	滋賀県	-0.05
茨城県	2,931	広島県	-0.30	宮城県	-0.21	京都府	-0.04
静岡県	3,715	京都府	-0.27	広島県	-0.20	岡山県	-0.03
福岡県	5,063	大阪府	-0.13	兵庫県	-0.18	沖縄県	-0.03
北海道	5,409	宮城県	-0.10	大阪府	-0.13	大阪府	0.01
兵庫県	5,543	滋賀県	-0.01	大阪府	-0.13	福岡県	0.07
千葉県	6,143	滋賀県	-0.01	千葉県	-0.11	愛知県	0.07
埼玉県	7,178	福岡県	-0.01	福岡県	-0.08	宮城県	0.11
愛知県	7,297	千葉県	0.02	埼玉県	-0.07	千葉県	0.13
大阪府	8,667	愛知県	0.11	神奈川県	-0.01	神奈川県	0.13
神奈川県	8,951	神奈川県	0.12	東京都	-0.00	埼玉県	0.21
東京都	12,880	埼玉県	0.13	滋賀県	0.04	東京都	0.57
		沖縄県	0.32	愛知県	0.04		
		東京都	0.57	沖縄県	0.35		
全 国	126,164	全 国	-0.21	全 国	-0.21	全 国	-0.00
H260101	126,435	H260101	-0.19	H260101	-0.19	H260101	0.00

【出典：総務省、平成27年7月1日公表資料[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成27年1月1日現在)]】外国人は2,063千人
 新潟県 H25は-0.70(12) -0.48(10) -0.22(14)

表－3 都道府県別の高齢化率(日本人)、1世帯当たり平均構成人員(日本人)

1月1日の高齢化率：%				1世帯当たり平均構成人員			
	平成27年 (降順)	平成26年		1月1日現在	平成27年 (昇順)	平成26年	平成25年
秋田県	32.4	31.2	1	東京都	1.96	1.97	1.98
高知県	31.8	30.7	2	北海道	1.99	2.01	2.02
島根県	31.6	30.6	3	鹿児島県	2.10	2.12	2.14
山口県	31.1	30.0	4	高知県	2.12	2.14	2.16
山形県	29.8	28.9	5	大阪府	2.14	2.16	2.18
富山県	29.6	28.6	6	山口県	2.18	2.20	2.22
和歌山県	29.6	28.6	7	京都府	2.19	2.21	2.23
徳島県	29.6	28.6	8	神奈川県	2.19	2.21	2.22
岩手県	29.5	28.6	9	宮崎県	2.20	2.22	2.24
愛媛県	29.4	28.4	10	愛媛県	2.21	2.23	2.25
大分県	29.4	28.4	11	福岡県	2.21	2.24	2.26
長野県	29.1	28.2	12	広島県	2.25	2.27	2.29
新潟県	28.9	27.9	13	長崎県	2.26	2.28	2.30
青森県	28.7	27.6	14	大分県	2.27	2.29	2.31
鳥取県	28.7	27.7	15	兵庫県	2.28	2.30	2.32
香川県	28.6	27.6	16	和歌山県	2.29	2.31	2.34
長崎県	28.5	27.5	17	千葉県	2.29	2.31	2.33
宮崎県	28.4	27.4	18	青森県	2.31	2.34	2.37
鹿児島県	28.4	27.6	19	埼玉県	2.34	2.36	2.39
北海道	28.0	26.8	20	徳島県	2.35	2.38	2.41
岡山県	27.9	27.0	21	香川県	2.35	2.37	2.40
熊本県	27.9	27.0	22	岡山県	2.37	2.39	2.42
奈良県	27.6	26.4	23	熊本県	2.39	2.42	2.44
福井県	27.5	26.4	24	沖縄県	2.39	2.41	2.44
山梨県	27.5	26.6	25	愛知県	2.40	2.42	2.45
福島県	27.4	26.5	26	奈良県	2.41	2.43	2.46
岐阜県	27.4	26.4	27	三重県	2.42	2.45	2.47
三重県	27.2	26.3	28	宮城県	2.43	2.46	2.48
石川県	27.1	26.0	29	山梨県	2.44	2.47	2.49
静岡県	27.0	26.0	30	秋田県	2.48	2.52	2.55
京都府	27.0	26.0	31	島根県	2.48	2.51	2.53
広島県	26.9	25.9	32	石川県	2.48	2.51	2.54
群馬県	26.8	25.8	33	静岡県	2.48	2.51	2.54
佐賀県	26.6	25.7	34	群馬県	2.48	2.51	2.54
兵庫県	25.9	24.9	35	鳥取県	2.50	2.53	2.55
茨城県	25.8	24.7	36	茨城県	2.50	2.53	2.57
大阪府	25.3	24.4	37	岩手県	2.51	2.55	2.58
栃木県	25.2	24.2	38	栃木県	2.51	2.54	2.57
千葉県	24.9	23.9	39	長野県	2.53	2.55	2.58
福岡県	24.9	23.9	40	福島県	2.56	2.60	2.63
宮城県	24.7	23.8	41	滋賀県	2.58	2.61	2.64
埼玉県	24.0	23.0	42	佐賀県	2.63	2.66	2.69
滋賀県	23.6	22.6	43	岐阜県	2.64	2.67	2.70
愛知県	23.5	22.6	44	新潟県	2.66	2.69	2.73
神奈川県	23.4	22.5	45	富山県	2.67	2.70	2.74
東京都	22.7	22.1	46	山形県	2.79	2.83	2.86
沖縄県	18.8	18.1	47	福井県	2.83	2.86	2.89
全 国	25.9	25.0		全 国	2.28	2.30	2.32

【出典：総務省、平成27年7月1日公表資料[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成27年1月1日現在)]】外国人は2,063千人

表一 4 新潟県下の各市町村における人口増減率と高齢化率(日本人)

平成27年1月1日 高齢化率：%			平成26年における 増加率：%		平成26年における 自然増加率：%		平成26年における 社会増加率：%	
粟島浦村	44.7	1	阿賀町	-2.74	出雲崎町	-2.12	関川村	-1.28
阿賀町	43.2	2	出雲崎町	-2.58	阿賀町	-1.82	阿賀町	-0.93
出雲崎町	39.4	3	関川村	-2.56	佐渡市	-1.40	魚沼市	-0.90
佐渡市	39.1	4	佐渡市	-1.98	関川村	-1.28	妙高市	-0.82
津南町	37.1	5	魚沼市	-1.85	粟島浦村	-1.17	津南町	-0.69
関川村	37.0	6	津南町	-1.76	津南町	-1.07	十日町市	-0.63
糸魚川市	36.1	7	妙高市	-1.55	魚沼市	-0.95	小千谷市	-0.63
十日町市	34.5	8	糸魚川市	-1.48	糸魚川市	-0.92	加茂市	-0.60
村上市	34.2	9	加茂市	-1.46	村上市	-0.91	佐渡市	-0.58
湯沢町	33.2	10	十日町市	-1.42	五泉市	-0.90	糸魚川市	-0.55
妙高市	32.2	11	五泉市	-1.42	加茂市	-0.86	五泉市	-0.52
加茂市	32.1	12	村上市	-1.38	十日町市	-0.80	村上市	-0.47
魚沼市	31.6	13	湯沢町	-1.21	湯沢町	-0.80	出雲崎町	-0.45
五泉市	31.3	14	小千谷市	-1.20	妙高市	-0.73	阿賀野市	-0.43
胎内市	30.9	15	阿賀野市	-1.12	柏崎市	-0.70	南魚沼市	-0.42
小千谷市	30.7	16	南魚沼市	-0.99	阿賀野市	-0.69	湯沢町	-0.41
柏崎市	30.3	17	柏崎市	-0.94	胎内市	-0.66	田上町	-0.40
田上町	30.3	18	胎内市	-0.93	弥彦村	-0.60	上越市	-0.33
上越市	29.0	19	田上町	-0.92	南魚沼市	-0.57	胎内市	-0.27
見附市	28.9	20	弥彦村	-0.82	小千谷市	-0.56	長岡市	-0.26
南魚沼市	28.6	21	上越市	-0.81	新発田市	-0.54	柏崎市	-0.24
三条市	28.5	22	三条市	-0.71	田上町	-0.52	弥彦村	-0.22
阿賀野市	28.5	23	長岡市	-0.70	三条市	-0.49	三条市	-0.22
新発田市	28.4	24	新発田市	-0.54	上越市	-0.48	燕市	-0.09
刈羽村	28.4	25	見附市	-0.53	見附市	-0.45	見附市	-0.08
長岡市	28.0	26	燕市	-0.50	長岡市	-0.44	聖籠町	-0.08
燕市	27.5	27	新潟市	-0.28	燕市	-0.41	新潟市	-0.04
弥彦村	26.8	28	聖籠町	-0.11	刈羽村	-0.40	新発田市	0.00
新潟市	26.3	29	刈羽村	-0.06	新潟市	-0.24	刈羽村	0.33
聖籠町	22.6	30	粟島浦村	4.09	聖籠町	-0.04	粟島浦村	5.26
新潟県	28.9		新潟県	-0.75	新潟県	-0.51	新潟県	-0.25

【出典：総務省、平成27年7月1日公表資料[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成27年1月1日現在)]】外国人は2,063千人

- 人口減少数は、新潟市が2,246人、長岡市が1,954人及び上越市が1,630人であり、全国1,742市区町村中、それぞれ12、17及び27番目に多い値である。
- 粟島浦村の人口増加率4.09%は、全国1,742市区町村中、6番目に高い値である。
- 出雲崎町の自然増加率-2.12は、全国1,742市区町村中、16番目に低い値である。
- 粟島浦村の社会増加率5.26%は、全国1,742市区町村中、2番目に高い値である。

表一 5 新潟県下の市町村別、1世帯当たり平均構成人員(日本人)

1世帯当たり平均構成人員(H27年1月1日現在)		1世帯当たり平均構成人員(H27年1月1日現在)		昇順
新潟市	2.46	1	粟島浦村	
長岡市	2.69	2	湯沢町	2.33
三条市	2.88	3	佐渡市	2.44
柏崎市	2.55	4	新潟市	2.46
新発田市	2.85	5	柏崎市	2.55
小千谷市	2.95	6	阿賀町	2.55
加茂市	2.83	7	糸魚川市	2.60
十日町市	2.84	8	長岡市	2.69
見附市	2.92	9	出雲崎町	2.69
村上市	2.82	10	上越市	2.71
燕市	2.90	11	妙高市	2.80
糸魚川市	2.60	12	村上市	2.82
妙高市	2.80	13	加茂市	2.83
五泉市	2.88	14	十日町市	2.84
上越市	2.71	15	新発田市	2.85
阿賀野市	3.16	16	三条市	2.88
佐渡市	2.44	17	五泉市	2.88
魚沼市	2.90	18	燕市	2.90
南魚沼市	3.06	19	魚沼市	2.90
胎内市	2.91	20	津南町	2.90
聖籠町	3.19	21	胎内市	2.91
弥彦村	3.10	22	見附市	2.92
田上町	3.04	23	小千谷市	2.95
阿賀町	2.55	24	田上町	3.04
出雲崎町	2.69	25	刈羽村	3.04
湯沢町	2.33	26	南魚沼市	3.06
津南町	2.90	27	弥彦村	3.10
刈羽村	3.04	28	関川村	3.10
関川村	3.10	29	阿賀野市	3.16
粟島浦村	2.31	30	聖籠町	3.19
新潟県	2.66		新潟県	2.66

【出典：総務省、平成27年7月1日公表資料[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成27年1月1日現在)]】外国人は2,063千人

○ 聖籠町の3.19は、全国1,741市区町村中、30番目に多い値である。

【出生率9年ぶり低下 昨年1.42回復傾向止まる】

【出典：平成27年6月6日付け朝日新聞】

- 2014年の合計特殊出生率は**1.42**で、前年を0.01ポイント下回った。前年を下回るのは過去最低だった**05年(1.26)**以来9年ぶりで、緩やかな回復傾向にブレーキがかかった。厚生労働省が5日に発表した人口動態統計で分かった。人口を維持できる水準とはかけ離れており、今後も人口減が続いていく見通しだ。

母親の年代別では30代と40代の出生率は上がったが、20代は下がった。第1子を生んだ時の**平均年齢は30.6歳**で、前年より0.2歳上がった。昨年1年間に**生まれた子の数は100万3,532人で過去最少を更新**。前年より2万6,284人少なく、前年の減少数(7,415人)より拡大した。一方、**死亡者数は127万3,020人で戦後最多**。出生数から死亡者数を引いた**自然減数の26万9,488人も過去最多**となった。婚姻をしたのは64万3,740組みで戦後最少。初婚年齢の平均は夫31.1歳、妻29.4歳で、いずれも前年よりわずかに上がった。

厚労省は出生率が低下した原因について、晩婚・晩産化に加え、人数が多い団塊ジュニアの世代が40代に入り、30代の出生数が減ったなどと分析している。

都道府県別では沖縄県が1.86で最も高く、最低は東京都の1.15だった。

一方、都道府県別の自殺率(人口10万人当たりの人数)は岩手県の26.6が最高で、秋田県(26.0)が20年ぶりにワースト1位を脱した。全国平均は19.5だった。

- 少子化対策決めてなく 政府・自治体、施策強化も

政府の「まち・ひと・しごと創生本部」は昨年12月にまとめた人口減対策で、「国民の希望が実現した場合の出生率」として「1.8」を示した。昨年の出生率は前年を0.01ポイント下回る1.42で、遠く及ばない。内閣府幹部は「待機児童対策などをやってきているが、政策の効果がすぐに出生率に反映されるわけではないので難しい」と話す。

政府が今年3月に閣議決定した「少子化社会対策大綱」では、出会いの機会を提供する自治体や商工会議所などにノウハウなどを提供することを盛り込んだ。3人以上の子どもがいる世帯には保育料無償化の対象を広げるなど、経済的な支援も掲げた。晩産化で不妊に悩む人も増えていることから、大綱に基づき、妊娠や出産に関する医学的な知識を盛り込んだ高校の保健体育の副教材を今年秋以降に配布する予定だ。

自治体も取り組みを強化する。**富山県や福井県、京都府**は4月から独自に第3子の保育料無償化の対象を拡大。企業と連携して出会いの場を提供する「とやまマリッジサポートセンター」(富山県)などのカップリング支援、産婦人科医による何でも相談会(静岡県)といった情報提供などがある。独自の出生率目標を設けるところも多い。**岡山県**は今年度からの5年間で1.49(2013年)を1.61に引き上げる目標。

ただ、東京大大学院の白波瀬佐和子教授(少子化論)は「結婚の支援などは生んで欲しいという思いが透けて見えるような施策で、若い世代が引いてしまう面もある」と指摘。その上で「男女ともに働きながら子育てできる支援や雇用の安定、保育から教育まで子育てにかかるコストを下げるなど、子供に優しい社会に向けて構造を変えていかなければならない」と話している。

表一 1 都道府県別の合計特殊出生率(2014年)

合計特殊出生率 2014(平成26)年		合計特殊出生率 2014(平成26)年 (昇 順)		
北海道	1.27	1	東京都	1.15
青森県	1.42	2	京都府	1.24
岩手県	1.44	3	北海道	1.27
宮城県	1.30	4	奈良県	1.27
秋田県	1.34	5	宮城県	1.30
山形県	1.47	6	埼玉県	1.31
福島県	1.58	7	神奈川県	1.31
茨城県	1.43	8	大阪府	1.31
栃木県	1.46	9	千葉県	1.32
群馬県	1.44	10	秋田県	1.34
埼玉県	1.31	11	兵庫県	1.41
千葉県	1.32	12	青森県	1.42
東京都	1.15	13	岐阜県	1.42
神奈川県	1.31	14	茨城県	1.43
新潟県	1.43	15	新潟県	1.43
富山県	1.45	16	山梨県	1.43
石川県	1.45	17	岩手県	1.44
福井県	1.55	18	群馬県	1.44
山梨県	1.43	19	富山県	1.45
長野県	1.54	20	石川県	1.45
岐阜県	1.42	21	三重県	1.45
静岡県	1.50	22	高知県	1.45
愛知県	1.46	23	栃木県	1.46
三重県	1.45	24	愛知県	1.46
滋賀県	1.53	25	徳島県	1.46
京都府	1.24	26	福岡県	1.46
大阪府	1.31	27	山形県	1.47
兵庫県	1.41	28	岡山県	1.49
奈良県	1.27	29	静岡県	1.50
和歌山県	1.55	30	愛媛県	1.50
鳥取県	1.60	31	滋賀県	1.53
島根県	1.66	32	長野県	1.54
岡山県	1.49	33	山口県	1.54
広島県	1.55	34	福井県	1.55
山口県	1.54	35	和歌山県	1.55
徳島県	1.46	36	広島県	1.55
香川県	1.57	37	香川県	1.57
愛媛県	1.50	38	大分県	1.57
高知県	1.45	39	福島県	1.58
福岡県	1.46	40	鳥取県	1.60
佐賀県	1.63	41	鹿児島県	1.62
長崎県	1.66	42	佐賀県	1.63
熊本県	1.64	43	熊本県	1.64
大分県	1.57	44	島根県	1.66
宮崎県	1.69	45	長崎県	1.66
鹿児島県	1.62	46	宮崎県	1.69
沖縄県	1.86	47	沖縄県	1.86
全国平均	1.42		全国平均	1.42

国民の希望が実現した場合の出生率：1.8

【都市部自治体が下位 合計特殊出生率 08～12年 上位は島しょ部】

【出典：平成26年02月13日付け日本経済新聞夕刊】

○ 厚生労働省は13日、2008～2012年の市区町村別の人口動態統計を発表した。1人の女性が生涯に産む子供の平均数を示す合計特殊出生率は下位10位の半数が東京で、大都市圏が低かった。上位には九州・沖縄地方の島しょ部が並んだ。

市区町村別の人口動態統計は年ごとの変化が大きいため、厚労省は5年分をまとめて分析している。今回は03～07年の統計に続き6回目。

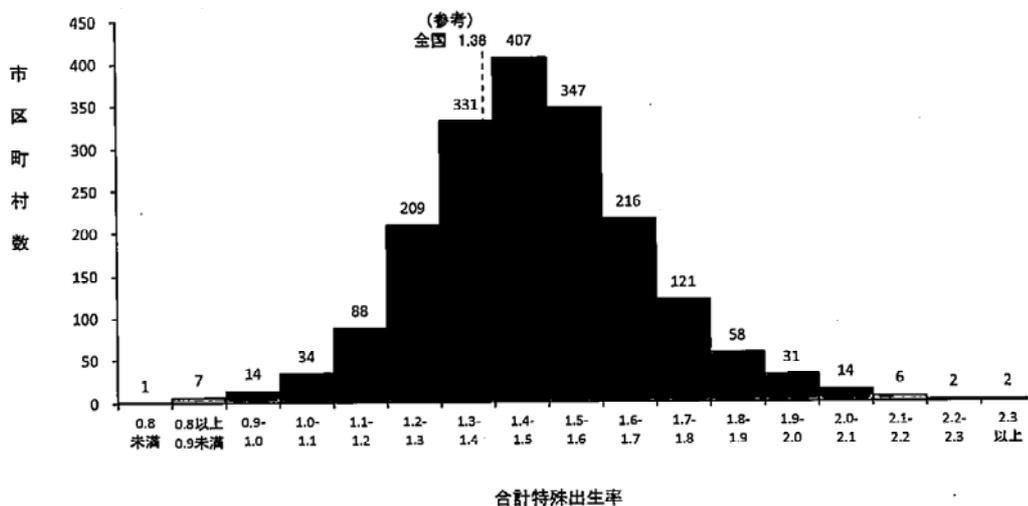
合計特殊出生率が最も高かったのは鹿児島県・徳之島の伊仙町で2.81。前回の統計に続いて1位だった。沖縄県・久米島の久米島町(2.31)、同県・宮古島の宮古島市(2.27)と続いた。上位30位のうち25市町村が九州・沖縄地方の島しょ部の自治体だった。

出生率が最も低かったのは京都市東山区の0.77。東京都豊島区(0.81)、大阪府豊能町(0.82)と続いた。全国平均は1.38だった。

厚労省人口動態・保健社会統計課は「島しょ部は地域や家庭が連携して子育てする環境が整っている」と指摘。下位に都市部が集中している点は「仕事に励む女性が多く、20代を中心に未婚者が多いことが影響している」とみている。

合計特殊出生率上位・下位の10自治体

上位		順位	下位	
自治体	出生率		自治体	出生率
鹿児島県伊仙町	2.81	①	京都市東山区	0.77
沖縄県久米島町	2.31	②	東京都豊島区	0.81
沖縄県宮古島市	2.27	③	大阪府豊能町	0.82
沖縄県宜野座村	2.20	④	東京都中野区	0.85
長崎県対馬市	2.18	⑤	東京都新宿区	0.85
鹿児島県徳之島町	2.18	⑥	東京都目黒区	0.86
沖縄県金武町	2.17	⑦	福岡市中央区	0.87
沖縄県石垣市	2.16	⑧	東京都渋谷区	0.87
長崎県壱岐市	2.14	⑨	札幌市中央区	0.90
鹿児島県天城町	2.12	⑩	大阪市浪速区	0.90



図－1 市区町村別にみた合計特殊出生率の分布

○ 平成20年～平成24年の合計特殊出生率を市区町村別にみると、1.3以上1.6未満を中心に分布しており、この範囲に約6割の市区町村が含まれている(出典：厚生労働省、平成26年2月13日付け報道資料「人口動態保健所・市区町村別統計」)。

表一 2 都道府県別にみた合計特殊出生率の分布

2008～2012年 合計特殊出生率		2008～2012年 合計特殊出生率		2008～2012年 合計特殊出生率			
北海道	1.25	東京都	1.11	1	田上町	1.26	1
青森県	1.37	北海道	1.25	2	新潟市	1.29	2
岩手県	1.45	京都府	1.27	3	加茂市	1.32	3
宮城県	1.29	宮城県	1.29	4	五泉市	1.34	4
秋田県	1.36	奈良県	1.29	5	阿賀野市	1.35	5
山形県	1.48	神奈川県	1.30	6	湯沢町	1.40	6
福島県	1.48	埼玉県	1.31	7	粟島浦村	1.40	7
茨城県	1.43	大阪府	1.32	8	見附市	1.42	8
栃木県	1.45	千葉県	1.33	9	燕市	1.42	9
群馬県	1.46	秋田県	1.36	10	出雲崎町	1.42	10
埼玉県	1.31	青森県	1.37	11	阿賀町	1.45	11
千葉県	1.33	兵庫県	1.40	12	三条市	1.46	12
東京都	1.11	高知県	1.40	13	胎内市	1.46	13
神奈川県	1.30	徳島県	1.41	14	弥彦村	1.46	14
新潟県	1.42	新潟県	1.42	15	村上市	1.47	15
富山県	1.43	茨城県	1.43	16	長岡市	1.48	16
石川県	1.46	富山県	1.43	17	新発田市	1.49	17
福井県	1.62	福岡県	1.43	18	刈羽村	1.49	18
山梨県	1.45	岩手県	1.45	19	魚沼市	1.50	19
長野県	1.53	栃木県	1.45	20	小千谷市	1.51	20
岐阜県	1.49	山梨県	1.45	21	柏崎市	1.52	21
静岡県	1.53	群馬県	1.46	22	妙高市	1.54	22
愛知県	1.51	石川県	1.46	23	上越市	1.57	23
三重県	1.51	和歌山県	1.46	24	関川村	1.57	24
滋賀県	1.54	山形県	1.48	25	南魚沼市	1.58	25
京都府	1.27	福島県	1.48	26	津南町	1.59	26
大阪府	1.32	岐阜県	1.49	27	十日町市	1.66	27
兵庫県	1.40	岡山県	1.49	28	糸魚川市	1.66	28
奈良県	1.29	愛媛県	1.50	29	聖籠町	1.76	29
和歌山県	1.46	愛知県	1.51	30	佐渡市	1.77	30
鳥取県	1.56	三重県	1.51	31			
島根県	1.64	山口県	1.52	32			
岡山県	1.49	長野県	1.53	33			
広島県	1.54	静岡県	1.53	34			
山口県	1.52	滋賀県	1.54	35			
徳島県	1.41	広島県	1.54	36			
香川県	1.56	大分県	1.55	37			
愛媛県	1.50	鳥取県	1.56	38			
高知県	1.40	香川県	1.56	39			
福岡県	1.43	長崎県	1.59	40			
佐賀県	1.61	佐賀県	1.61	41			
長崎県	1.59	熊本県	1.61	42			
熊本県	1.61	福井県	1.62	43			
大分県	1.55	鹿児島県	1.62	44			
宮崎県	1.66	島根県	1.64	45			
鹿児島県	1.62	宮崎県	1.66	46			
沖縄県	1.86	沖縄県	1.86	47			
全 国	1.38	全 国	1.38				